

地域づくり活動補助金 Q&A

～事業補助編～

地域の活性化及び協働のまちづくりの推進を図るために、区やその他の公共的団体が自ら考え、自ら行動を起こす地域づくり活動に対して、補助金を交付します。



【事業補助について】



補助金の交付対象となるのは、どのような団体ですか。

補助金の交付対象となるのは、地域づくり活動を行う区やボランティア団体、NPO 法人などです。また、市内に事務所があり、市内で活動を行っていることが条件となります。ただし、政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としない団体に限ります。



地域づくり活動とはどんなことですか。

地域の安心・安全な暮らしを支援する活動・地域協働の推進を促す活動・医療や福祉の充実を図る活動・地域を活性化させる住民参加型の活動などのことです。東御市では、今年度もさまざまな趣向を凝らした事業が行われています。

また、過去に実施された事業の概要については市ホームページでご覧いただけます。





補助金の交付対象となる事業について教えてください。

まず、実施する地域づくり活動が（１）公共性のあるもの、
（２）独創性のあるもの、（３）発展性のあるもの、（４）実現性のあるもの、（５）自立性のあるもの、のうちのいずれかに当てはまることが選考の基準となります。

次に、年度内に完了する事業であること、そして、市の事業認定を受けたものであることが条件となります。



対象となる事業のポイント	
○公共性	>> 社会又は不特定多数の者の利益につながるもの
○独創性	>> 独自の発想又は新たな視点によるもの
○発展性	>> 波及効果又は新たな展開が期待できるもの
○実現性	>> 計画及び費用が実現可能で妥当なもの
○自立性	>> 自立できることが期待されるもの

※新規事業が主な対象となります。団体が行う経常的な活動は対象外です。



やろうと思っている事業が補助の対象になるかどうか分からない場合はどうしたらよいですか。

事業内容の相談などは、随時地域づくり支援課（中央公民館）で受け付けています。



実施しようとする事業が国や県の補助金の対象になる可能性があるときは、それらを紹介する場合があります。

※他の補助金を受ける場合、地域づくり活動補助金の申請はできません。



過去に実施した事業で補助を受けたことがあっても、再び補助を受けることはできますか。

はい、できます。

過去に補助を受けた事業と別の事業であれば、同一団体でも再度申請することが可能です。なお、同一事業に対する補助金の交付は2回が限度となります。

また、補助金の採択は、原則として1団体1事業です。



補助金は、どのくらいもらえるのですか。

補助金交付額は、補助率：100分の100、100分の75、100分の50のいずれかを交付対象経費に乗じて算出します。

例えば、事業による効果が大きく、かつ公益性の大きい事業と認定されたものは補助率100分の100となります。



どの補助率に当てはまるのか、どうやって判断すればいいのですか。

補助率については、事業内容のご相談に併せて希望補助額をお聞きし、アドバイスをさせていただきます。

最終的な補助率は認定審査会で決定されます。

すべての事業が補助率100分の100になるとは限りませんのでご注意ください。自己負担分が生じても実施できる事業内容の検討をお願いします。



※補助限度額は50万円です。



事業にかかるすべての経費が、交付対象経費にはならないのですか。

基本的に、事業の実施に必要な経費は対象となります。具体的には消耗品費や講師謝金、原材料購入費や印刷製本費などです。ただし、事業を行うのに必要な機器の賃借、業者委託に係る経費については、総事業費の10分の2を限度額とします。



例

総事業費 100 万円、機器の賃借・業者委託に係る経費 70 万円の場合

機器の賃借、業者委託に係る経費 70	その他経費 30	100
--------------------	----------	-----

$100 \times 2/10 = 20$ 万円（限度額） ← 70 万円のうち 20 万円が補助限度額
 $20 + 30$ （その他経費） = 50 万円（補助対象経費）
 $50 \times \left[\begin{array}{l} 100/100 \\ 75/100 \\ 50/100 \end{array} \right] = \text{補助額}$



機器の賃借や業者委託に係る経費は
総事業費の20パーセントまでに設定すると
全額補助対象経費になります。

※対象となる経費

- | | |
|----------|---------|
| ○謝金・交通旅費 | ○通信運搬費 |
| ○消耗品費 | ○会場使用料 |
| ○印刷製本費 | ○原材料購入費 |
| | 等 |

※対象外となる経費

- ・団体の事務所等を維持するための経費（例：事務所の家賃）
- ・団体の経常的な活動に要する経費（例：通常活動に必要な消耗品の購入）
- ・団体の構成員による会合の飲食代（例：会議の際の食事代）
- ・団体の構成員に対する人件費、旅費及び謝礼





事業を行う際に収益が出る場合は、どうすればいいですか。

事業収入として計上し、事業費から控除してください。
また、当初見込んでいた額より収益が増えた場合は、補助金額が減額される場合があります。ご注意ください。



※事業による収入がある場合の留意点

補助金交付対象経費から収入を差し引いた後、補助額を算出します。

補助金交付対象経費 120 万円、補助率 100 分の 50 で、20 万円の事業収入がある場合

$100 \times 50 / 100 =$ 補助金額 50	自己負担 50	収入 20	120
収入を引いた補助金交付対象経費 100		差引分	



収入は事業費に充ててください。



【手続きについて】



補助金を利用するためには、市の事業認定を受ける必要があります！



市の事業認定を受ける際の手続きを教えてください。

まず、地域づくり活動補助金事業認定申請書の提出をお願いします。郵送ではなく、地域づくり支援課（中央公民館）まで持参してください。事業の内容や添付書類などの確認をいたします。後日、認定審査会が開かれ、補助金の交付対象事業と認定するかどうかの審査が行われます。



（地域づくり活動補助金事業認定申請書に添付する書類）

- ☐ 団体の規約
- ☐ 団体の予算書（昨年度の決算書）
- ☐ 団体の事業計画書（昨年度の事業報告書）
- ☐ 団体の活動内容がわかる資料（総会資料等）
- ☐ 申請事業の内容がわかる図面、詳細資料（見積書等）



認定審査会について、詳しく教えてください。

正式な名称は「東御市地域づくり活動補助金事業認定審査会」といいます。認定申請のあった事業について、補助金交付の対象となるかどうか審査することを目的として開催されます。

申請団体の代表者（もしくは事業内容を説明できる方）は審査会に出席し、実施しようとする事業について説明を行います。説明後、審査員から質問することがありますので、簡潔に回答してください。



※審査会について、各審査員の審査内容は公表しません。



審査会の結果を知る方法を教えてください。

認定審査会の結果は、7月下旬に書面で団体の代表者の方へ送付します。その際にお渡しする補助金等交付申請書に必要事項を記入のうえ、地域づくり支援課（中央公民館）まで持参してください。書類の確認などを行いますので、必ず内容のわかる方がおいでください。



（補助金等交付申請書に添付する書類）

- ☐ 事業計画書
- ☐ 経費内訳詳細
- ☐ 見積書（写し）

※認定対象となる事業であっても、全体の認定額の合計が、予算予定枠を上回った場合には、認定とならないことがあります。その場合には、審査会で決定する認定順位の上位者が優先認定となりますので、あらかじめご了承ください。

補助金等交付申請書の提出後、交付決定通知を送付します。交付決定前に支出された経費は対象外となり、補助金が減額される場合があります。補助金交付決定日以降に事業を開始してください。



事業実施の最中に補助金をもらうことはできますか。

補助金のお支払いは、原則として事業完了後となりますが、確定している費用については概算払が可能です。希望する場合は地域づくり支援課（中央公民館）までご相談ください。



事業を進めるなかで気を付けることはありますか。

事業実施の際に取得・作成した備品、設備、印刷物等に「令和〇〇年度東御市地域づくり活動補助金事業」と表記をお願いします。





事業実施後の手続きを教えてください。

事業が終了したら必要事項を記入のうえ、補助事業等実績報告書を地域づくり支援課（中央公民館）へ持参してください。



（補助事業等実績報告書に添付する書類）

- ☐ 請求書（写し）
- ☐ 領収書（写し）
- ☐ 活動報告書
- ☐ 事業実施時の写真・資料等
- ☐ 事業の効果がわかる資料



当初の見込みより事業費が大きく（小さく）なってしまった場合はどうなるのですか。

事業費が当初の見込みより大きくなった場合でも、交付決定額を超えた補助金の支払いはできません。足りない分は自己資金で賄っていただくことになります。

事業費が当初の見込みより小さくなった場合は、その事業費で改めて補助額を算出します。



※事業費の変動等がありましたら、地域づくり支援課（中央公民館）にご相談ください。

提出していただいた補助事業等実績報告書に基づき、審査を行います。ここで、補助金交付対象経費が確定します。事業費の中に補助対象と認められない経費が含まれている場合や当初の予想を超える収益が出た場合等には、交付決定した額よりも低い金額で補助金の交付確定がされることもあります。確定通知を送付しますので、確認をお願いします。

その後、補助金等交付請求書に口座番号など必要事項を記入し、持参してください。指定口座に補助金をお振込みします。





手続きの大まかな流れは以下のとおりです。

認定申請書の提出	5月～6月
↓	
認定審査会の開催	7月上旬頃
↓	
審査結果通知	7月下旬頃
↓	
補助金交付申請書の提出	事業開始前
↓	
補助事業等実績報告書の提出	事業終了後
↓	
補助金等交付請求書の提出	
↓	
補助金の交付	



なるほど、わかりました。

また質問などがありましたら、地域づくり支援課(中央公民館)までどうぞ。お待ちしております。



※提出書類（補助金等交付申請書・補助事業等実績報告書・補助金等交付請求書）の様式は、地域づくり支援課で用意いたします。

問い合わせ・受付窓口

東御市役所 地域づくり支援課（中央公民館） 電話：75-5506

～団体補助編～

市民による地域づくり活動の活性化をさらに推進するために、地域づくり活動団体等の立ち上がり期や新たな活動を支援するため、予算の範囲内で補助金を交付します。



【団体補助について】



補助金の交付対象となるのは、どのような団体ですか。

① 新たに発足した団体

設立後、2年以内の区、NPO団体その他の地域づくり活動を行う団体

② 新たな活動を行う団体

設立後、2年を超えている区、NPO団体その他の地域づくり活動を行う団体

また、団体の事務所の所在地が市内にあり、市内で活動を行う団体であることが条件となります。

ただし、政治活動、宗教活動及び、営利活動を目的としない団体に限ります。



地域づくり活動とはどんなことですか。

地域の課題の解決や世代間・地域間交流など、地域の活性化を目的として行う活動のことです。今年度も、さまざまな趣向を凝らした事業が行われています。

また、過去に実施された事業の概要については市ホームページでご覧いただけます。





補助金の交付対象となる経費について教えてください。

① 新たに発足した団体

団体の通常活動に必要な経費が対象になります。

具体的には消耗品費や講師に対する謝礼、原材料購入費や印刷製本費などです。

② 新たな活動を行う団体

団体の新たな活動（発展性のある活動）の初期投資のために要する経費が対象になります。



※①の対象外となる経費

- ・団体の事務所等を維持するための経費（例：事務所の家賃）
- ・団体の構成員による会合の飲食代（例：会議の際の食事代）
- ・団体の構成員に対する人件費、旅費及び謝礼



補助金は、どのくらいもらえるのですか。

① 新たに発足した団体

補助率は経費の2分の1以内

ただし、同一の団体に対する補助の交付は1回限りです。

② 新たな活動を行う団体

補助率は経費の2分の1以内

具体的な補助率等については、認定審査会で決定されます。



補助の対象になるかどうか分からない場合はどうしたらよいですか。

相談などは、随時、地域づくり支援課（中央公民館）で受け付けています。



【手続きについて】



補助金を利用するためには、市の認定を受ける必要があります！



市の認定を受ける際の手続きを教えてください。

まず、地域づくり活動新設団体認定申請書の提出をお願いします。郵送ではなく、地域づくり支援課（中央公民館）まで持参してください。団体の活動や添付書類などの確認をいたします。後日、認定審査会が開かれ、補助金の交付対象団体と認定するかどうかの審査が行われます。



（地域づくり活動補助金新設団体認定申請書に添付する書類）

- ☐ 団体の規約
- ☐ 団体の構成員名簿
- ☐ 団体の収支計画書
- ☐ 団体の活動内容がわかる資料（総会資料等）



認定審査会について、詳しく教えてください。

正式な名称は「東御市地域づくり活動補助金事業認定審査会」といいます。認定申請のあった団体について、補助金交付の対象となるかどうか審査することを目的として開催されます。

申請団体の代表者（もしくは事業内容を説明できる方）は審査会に出席し、団体の活動等について説明を行います。説明後、審査員から質問することがありますので、簡潔に回答してください。



※審査会について、各審査員の審査内容は公表しません。



審査会の結果を知る方法を教えてください。

認定審査会の結果は、7月下旬に書面で団体の代表者の方へ送付します。その際にお渡しする補助金等交付申請書に必要事項を記入のうえ、地域づくり支援課（中央公民館）まで持参してください。書類の確認などを行いますので、必ず内容のわかる方がおいでください。



（補助金等交付申請書に添付する書類）

- ☐ 事業計画書
- ☐ 経費内訳詳細
- ☐ 見積書（写し）

補助金等交付申請書の提出後、交付決定通知を送付します。交付決定前に支出された経費は対象外となり、補助金が減額される場合があります。補助金交付決定日以降に事業を開始してください。



事業実施の最中に補助金をもらうことはできますか。

補助金のお支払いは原則として事業完了後となりますが、確定している費用については概算払が可能です。希望する場合は地域づくり支援課（中央公民館）までご相談ください。



事業を進めるなかで気を付けることはありますか。

事業実施の際に取得・作成した備品、設備、印刷物等に「令和〇〇年度東御市地域づくり活動補助金事業」と表記をお願いします。





事業実施後の手続きを教えてください。

事業が終了したら必要事項を記入のうえ、補助事業等実績報告書を地域づくり支援課（中央公民館）へ持参してください。



（補助事業等実績報告書に添付する書類）

- ☐ 請求書（写し）
- ☐ 領収書（写し）
- ☐ 活動報告書
- ☐ 事業実施時の写真・資料等
- ☐ 事業の効果がわかる資料



当初の見込みより事業費が大きく（小さく）なってしまった場合はどうなるのですか。

事業費が当初の見込みより大きくなった場合でも、交付決定額を超えた補助金の支払いはできません。足りない分は自己資金で賄っていただくことになります。

事業費が当初の見込みより小さくなった場合は、その事業費で改めて補助額を算出します。



※事業費の変動等がありましたら、地域づくり支援課にご相談ください。

提出していただいた補助事業等実績報告書に基づき、審査を行います。ここで、補助金交付対象経費が確定します。事業費の中に補助対象と認められない経費が含まれている場合には、交付決定した額よりも低い金額で補助金の交付確定がされることもあります。確定通知を送付しますので、確認をお願いします。

その後、補助金等交付請求書に口座番号など必要事項を記入し、持参してください。指定口座に補助金をお振込みします。





手続きの大まかな流れは以下のとおりです。

認定申請書の提出	5月～6月
↓	
認定審査会の開催	7月上旬頃
↓	
審査結果通知	7月下旬頃
↓	
補助金交付申請書の提出	事業開始前
↓	
補助事業等実績報告書の提出	事業終了後
↓	
補助金等交付請求書の提出	
↓	
補助金の交付	



なるほど、わかりました。

また質問などがありましたら、地域づくり支援課（中央公民館）までどうぞ。お待ちしております。



※提出書類（補助金等交付申請書・補助事業等実績報告書・補助金等交付請求書）の様式は、地域づくり支援課（中央公民館）で用意いたします。

問い合わせ・受付窓口

東御市役所 地域づくり支援課（中央公民館） 電話：75-5506